

## 秋田県弓道連盟慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県弓道連盟(以下「連盟」という。)に所属する会員の慶弔に関する取扱いを定めたものである。

(適用除外)

第2条 この規程は、会費滞納者には適用しない。

(慶事)

第3条 連盟会員(以下「会員」という。)が、叙位、叙勲、褒賞(中央表彰)を受賞した場合は、祝電を打電するものとする。

(弔事)

第4条 会員が死亡した場合は、次の各号に定める弔慰金等の取扱いを行うものとする。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 範士              | 花輪、弔電及び香典10,000円                        |
| (2) 会長(歴任者)         | 花輪、弔電及び香典10,000円                        |
| (3) 役員(歴任者)         | 花輪、弔電及び香典10,000円                        |
|                     | 歴任者とは、副会長、正・副理事長、常務理事、執行理事、監事、顧問、参与をいう。 |
| (4) 理事(歴任者)         | 弔電                                      |
|                     | 歴任者とは、各弓道団体代表理事、高校・全県専門委員長、地区専門委員長をいう。  |
| (5) 加盟弓道団体会長(歴任者)   | 弔電                                      |
| (6) 全国大会において功労のあった者 | 弔電                                      |
|                     | 全国大会とは次の場合をいう。                          |
|                     | 全日本選手権大会 国体                             |
|                     | 全日本遠的選手権大会 京都大会(5月)                     |
|                     | 明治神宮大会(11月) 女子部全国大会                     |
|                     | 全日本勤労者大会 インターハイ・全国選抜大会                  |
|                     | 全日本選手権大会                                |

…通算10回以上出場、国体に選手あるいは監督として10回以上出場した者をいう。

- 2 前項第1号及び第2号の場合、会長または会長の委嘱する役員が弔問するものとする。

(例外措置)

第5条 前第3条及び第4条に規定するほか、会長が必要と認める場合は、役員会に諮り承認を得て会長が取り扱えるものとする。

(会員以外の慶弔)

第6条 連盟と密接な関係のある次の各号に定める者の慶事及び弔事に関しては、役員会に諮り承認を得て会長が取り扱えるものとする。

- (1) 全日本弓道連盟役員及び事務局長(歴任者)

- (2) 東北連合会役員、範士
- (3) 秋田県体育協会会長、副会長
- (4) 秋田県高体連会長、理事長、全国高体連・東北高体連専門部部長、専門委員長
- (5) その他前各号に準ずる者

(通報)

第7条 会員に第3条及び第4条に定める慶弔の該当者が生じた場合には、速やかに会長または理事長に通報するものとする。

- 2 通報を受けた理事長は、速やかに加盟弓道団体会長に通報するものとする。

(疑義)

第8条 本規程に定めのない事項で疑義が生じた場合は、会長は役員会に諮りこれを定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、理事総会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成17年4月10日から施行する。  
平成26年4月13日一部改正(執行理事を追加)